

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 非常勤職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日
規程第 28 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 26 号。以下「職員給与規程」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 給 与

第 1 節 非常勤職員の給与

(給与)

第 2 条 非常勤職員の給与は、次に掲げる区分ごとに定める。

(1) 非常勤専門業務職員

ア 医師等…医師及び歯科医師（ただし、第 10 条に定める診療顧問及び前期臨床研修医師並びに後期臨床研修医師を除く。以下「非常勤医師」という。）

イ 医師、歯科医師以外の医療職（ただし、第 10 条に定める診療顧問及び前期臨床研修医師並びに後期臨床研修医師を含む。以下、同じ。）、病院業務職及び事務職（以下「非常勤医師以外の非常勤専門業務職員」という。）

(2) 非常勤業務補助職員

(3) 非常勤再雇用職員

(給与計算期間)

第 3 条 非常勤専門業務職員及び非常勤再雇用職員の給与の計算期間は、月の一日から末日までとする。

(非常勤業務補助職員の給与計算期間)

第 3 条の 2 非常勤業務補助職員の給与計算期間は、給与支給前月の 11 日から給与支給当月の 10 日までとする。

(給与の支給)

第 4 条 給与の支給方法については、職員給与規程第 7 条を準用する。

(給与計算期間の途中で採用された者及び退職した者の給与等)

第 5 条 新たに非常勤職員となった者には、その日から給料を支給する。

2 非常勤職員が退職したときは、その日まで、給料を支給する。

3 非常勤職員が死亡したときは、その月まで、給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、職員給与規程第11条の2の計算方法により、日割りによって計算する。

(給与の減額)

第6条 非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合及びその取扱いを特別に定める場合を除くほか、この勤務しない1時間につき、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第7条 非常勤職員が地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員の育児休業及び介護休業等に関する規程(平成22年4月1日規程第36号)に定める休業及び短時間勤務をする場合の給与は、別に定める。

第2節 非常勤医師の給与

(非常勤医師の給与)

第8条 非常勤医師の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 給料…個別の雇用契約にて定める。

(2) 諸手当

ア 管理職手当…地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与細則(平成22年4月1日規程第27号。以下「職員給与細則」という。)第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員である場合は、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則に定める基準を準用し、支給する。

イ 医師手当…職員給与規程第28条で定める医師手当の月額の2分の1を支給する。

ウ 扶養手当…職員給与規程第16条の規定を準用して支給する。

エ 地域手当…職員給与規程第19条の規定を準用して支給する。

オ 住居手当…職員給与規程第20条の規定を準用して支給する。

カ 通勤手当…職員給与規程第21条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第21条の規定により算出した通勤手当月額を21で除して当該非常勤職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

キ 単身赴任手当…職員給与規程第22条の規定を準用して支給する。

ク 時間外勤務手当…職員給与規程第23条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(1日8時間・1週40時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。

ケ 休日勤務手当…職員給与規程第24条の規定を準用して支給する。

コ 夜間勤務手当…職員給与規程第25条の規定を準用して支給する。

サ 宿日直手当…職員給与規程第26条の規定を準用して支給する。

シ 管理職員特別勤務手当…職員給与規程第27条の規定を準用して支給する。

ス 期末勤勉手当…6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する非常勤医師に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(以

下、これらの日を「期末勤勉支給日」という。)に次のとおり支給する。
 これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第14条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。なお、期末勤勉手当算定期間途中で雇用条件が変わり、給与額が変更になった者については、異なる雇用条件ごとに日割り計算のうえ合算して算出する。ただし、在職期間率は通算した在職期間で算出する。

i 6月30日

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 122.5/100] \times [職員給与規程第32条第2項に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 80.0/100] \times [職員給与細則第87条に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

ii 12月10日

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 137.5/100] \times [職員給与規程第32条第2項に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 85.0/100] \times [職員給与細則第87条に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

所定勤務時間に応じた割合

1週間当たりの所定勤務時間	割合
40時間	1
30時間以上40時間未満	0.8
20時間以上30時間未満	0.6
10時間以上20時間未満	0.4
10時間未満	0.2

(勤勉手当にかかる勤務期間)

第8条の2 前条の勤勉手当の計算式中「職員給与細則第87条に定める在職期間率」について、基準日前6箇月以内の期間における職員の勤務期間は、非常勤職員就業規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、この期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。ただし、除算する期間の合計期間が1日未満である場合は、この限りでない。

- (1) 育児休業職員及び介護休業職員として在職した期間
- (2) 育児短時間業務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (3) 第6条の規定により給与を減額された期間(組合休暇の承認を受けていた期間を除く。)
- (4) 介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (5) 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員の育児休業及び介護休業等に関する規程(平成22年4月1日規程第36号)第8条の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(6) 基準日前6箇月の期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規程にかかわらず、その全期間

2 勤務しなかった期間が時間単位の場合は、当該非常勤職員の所定労働時間の時間数(日によって所定労働時間が異なる場合は、契約期間の所定労働時間数を平均した時間数)を1日として計算する。なお、この場合、1時間に満たない端数が発生した場合には、1時間に繰り上げて計算する。

(諸手当支給の特例)

第8条の3 非常勤医師のうち、週40時間勤務の者の諸手当については、第8条第2号によることなく、職員給与規程第15号から第35条の規定を準用して支給する。

(年俵を定めて給与を支給する非常勤医師)

第9条 非常勤医師のうち、年俵で定める者の給与については、個別の雇用契約による。

第3節 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員の給与

(非常勤医師以外の非常勤専門業務職員給与)

第10条 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 給料…月額にて支給する。

非常勤専門業務職員給料月額一覧表

区分	職種	月額(30時間/週)	月額(35時間/週)	月額(40時間/週)
医療職	看護師	186,700円		
	助産師	186,700円		
	准看護師	151,500円		
	看護助手	138,400円	161,400円	
	薬剤師	176,100円		
	臨床検査技師	165,000円		
	臨床検査総括技師	215,400円		
	診療放射線技師	165,000円		
	診療放射線総括技師	215,400円	251,300円	
	理学療法士	165,000円		
	診療顧問			
	健康診断医師			
	健康診断保健師	159,700円		
	歯科衛生士	150,800円		
あん摩マッサージ指圧師	138,400円			
病院 業務職	相談業務専門職	153,800円		
	臨床心理業務専門職	176,800円		
	診療情報管理業務専門職	138,400円		
	主任医療サービス業務専門職	148,000円	172,600円	
	医療サービス業務専門職	138,400円	161,400円	
	施設管理業務専門職	138,400円		
	医療クレーン業務専門職	155,316円	181,200円	
	総合健診センター総括業務専門職	209,500円		

(2) 諸手当…非常勤医師以外の非常勤専門業務職員には、給料のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末勤勉手当を支給する。

ア 通勤手当…職員給与規程第 21 条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第 21 条の規定により算出した通勤手当月額を、5 で除して当該非常勤専門業務職員の 1 週間当たりの平均所定勤務日数を乗じて得た金額又は 21 で除して当該非常勤職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

イ 時間外勤務手当…職員給与規程第 23 条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間（1 日 8 時間・週 40 時間）に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第 11 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。

ウ 休日勤務手当…職員給与規程第 24 条の規定を準用して支給する。

エ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。

オ 期末勤勉手当…6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤専門業務職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下、これらの日を「期末勤勉支給日」という。）に次のとおり支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。なお、期末勤勉手当算定期間途中で雇用条件が変わり、給与額が変更になった者については、異なる雇用条件ごとに日割り計算のうえ合算して算出する。ただし、在職期間率は通算した在職期間で算出する。所定勤務時間に応じた割合については、第 8 条の表を準用する。

i 6 月 30 日

期末手当

[給料月額] × [支給割合 122.5/100] × [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] × [所定勤務時間に応じた割合]

勤勉手当

[給料月額] × [支給割合 80.0/100] × [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率] × [所定勤務時間に応じた割合]

ii 12 月 10 日

期末手当

[給料月額] × [支給割合 137.5/100] × [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] × [所定勤務時間に応じた割合]

勤勉手当

[給料月額] × [支給割合 85.0/100] × [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率] × [所定勤務時間に応じた割合]

カ 早出・遅出手当…看護助手が正規の勤務時間として、午前 7 時 30 分前から当該業務に従事した場合は早出手当を、遅出勤務の職員が午後 8 時後当該業務に従事した場合は遅出手当をその業務 1 回につき 240 円支給する。

なお、各所属長は、早出・遅出勤務実績簿を作成しなければならない。

(勤勉手当にかかる勤務期間)

第10条の2 前条の勤勉手当の計算式中「職員給与細則第87条に定める在職期間率」について、基準日前6箇月以内の期間における職員の勤務期間は、非常勤職員就業規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、この期間の算定については、第8条の2の規定を準用する。

第4節 非常勤業務補助職員の給与

(非常勤業務補助職員の給与)

第11条 非常勤業務補助職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 給料…次に掲げる区分及び定められた所定勤務時間に応じ、非常勤業務補助職員日額一覧表のとおり支給する。なお、時間給で支給する場合は、日額一覧表に定める日額を該当する勤務時間数で除した額を時間給とする。

ア 事務又は技術の単純な補助業務に従事する者

イ 主として屋外に従事する単純な肉体的労務に従事する者

ウ 主として屋内に従事する単純な肉体的労務に従事する者

エ 一定の資格若しくは免許又は技能を要する等の業務でアからウまでの区分により難しいもの

非常勤業務補助職員日額一覧表

区 分	8時間勤務	7時間勤務	6時間勤務	5時間勤務	4時間勤務	3時間勤務
ア	7,680円	6,720円	5,760円	4,800円	3,840円	2,880円
イ	—	7,490円	6,420円	5,350円	4,280円	3,210円
ウ	—	6,930円	5,940円	4,950円	3,960円	2,970円
エ	その職種に対応する給料日額として一般に通用するものを考慮して理事長が定める。					
受付・施設管理業務	10,400円	9,100円	7,800円	6,500円	5,200円	3,900円
看護師(短大三卒)	—	9,100円	7,800円	6,500円	5,200円	3,900円
看護師(短大二卒)	—	8,680円	7,440円	6,200円	4,960円	3,720円
薬剤師	—	8,610円	7,380円	6,150円	4,920円	3,690円
その他医療職	—	7,490円	6,420円	5,350円	4,280円	3,210円

(2) 諸手当…非常勤業務補助職員には、給料のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末勤勉手当を支給する。

ア 通勤手当…職員給与規程第21条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第21条の規定により算出した通勤手当月額を、5で除して当該非常勤業務補助職員の1週間当たりの平均所定勤務日数を乗じて得た金額又は21で除して当該非常勤業務補助職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

イ 時間外勤務手当…職員給与規程第23条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(1日8時間・週40時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100

分の100を乗じて得た額とする。

- ウ 休日勤務手当…職員給与規程第24条の規定を準用して支給する。
- エ 夜間勤務手当…職員給与規程第25条の規定を準用して支給する。
- オ 期末勤勉手当…基準日に在職する者であって、支給日までに引き続き2月以上の雇用期間がある者に対して、期末勤勉手当支給日にi及びiiiのとおり支給する。ただし前号「非常勤業務補助職員日額一覧表」に規定する区分「エ 受付・施設管理業務」の職員については、区分「6時間勤務」の給料日額により、ii及びivのとおり支給する。
 - i 6月30日…給料日額の7日分
 - ii 6月30日…給料日額の12日分
 - iii 12月10日…給料日額の11日分
 - iv 12月10日…給料日額の19日分

第5節 非常勤再雇用職員の給与

(非常勤再雇用職員の給与)

第12条 非常勤再雇用職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 給料…職員給与規程第3条に定める給料表の再雇用職員の給料月額を法人定年退職時の職務の級に応じて適用し、支給する。
- (2) 諸手当
 - ア 管理職手当…給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員である場合は、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則に定める基準を準用し、支給する。
 - イ 医師手当…医師及び歯科医師である場合には、職員給与規程第28条で定める医師手当の月額 $\frac{2}{1}$ を支給する。
 - ウ 扶養手当…職員給与規程第16条の規定を準用して支給する。
 - エ 地域手当…医師及び歯科医師である場合には、職員給与規程第19条の規定を準用して支給する。医師及び歯科医師以外の非常勤再雇用職員には地域手当は支給しない。
 - オ 住居手当…職員給与規程第20条の規定を準用して支給する。
 - カ 通勤手当…職員給与規程第21条の規定を準用して支給する。
 - キ 単身赴任手当…職員給与規程第22条の規定を準用して支給する。
 - ク 時間外勤務手当…職員給与規程第23条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務時従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(8時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。
 - ケ 休日勤務手当…職員給与規程第24条の規定を準用して支給する。
 - コ 夜間勤務手当…職員給与規程第25条の規定を準用して支給する。
 - サ 宿日直手当…職員給与規程第26条の規定を準用して支給する。
 - シ 管理職員特別勤務手当…職員給与規程第27条の規定を準用して支給する。
 - ス 特殊勤務手当…職員給与規程第30条に定める特殊勤務手当を支給される業務に従事した場合は、同条の規定に基づき、特殊勤務手当を支給する。
 - セ 期末勤勉手当…6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)にそ

れぞれ在職する非常勤専門業務職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（以下、これらの日を「期末勤勉支給日」という。）に次のとおり支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第14条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。なお、所定勤務時間に応じた割合については、第8条の表を準用する。

i 6月30日

期末手当

[給料月額]×[支給割合 65/100（給与細則第71条で定める特定管理職職員は55/100）]×[職員給与規程第32条第2項に定める在職期間率]×[所定勤務時間に応じた割合]

勤勉手当

[給料月額]×[支給割合 37.5/100（給与細則第71条で定める特定管理職職員は50/100）]×[職員給与細則第87条に定める在職期間率]×[所定勤務時間に応じた割合]

ii 12月10日

期末手当

[給料月額]×[支給割合 80/100（給与細則第71条で定める特定管理職職員は70/100）]×[職員給与規程第32条第2項に定める在職期間率]×[所定勤務時間に応じた割合]

勤勉手当

[給料月額]×[支給割合 37.5/100（給与細則第71条で定める特定管理職職員は50/100）]×[職員給与細則第87条に定める在職期間率]×[所定勤務時間に応じた割合]

（勤勉手当にかかる勤務期間）

第12条の2 前条の勤勉手当の計算式中「職員給与細則第87条に定める在職期間率」について、基準日前6箇月以内の期間における職員の勤務期間は、非常勤職員就業規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、この期間の算定については、第8条の2の規定を準用する。

第5節の2 任期付非常勤職員の給与

（任期付非常勤職員の給与）

第12条の3 任期付非常勤職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

（1）給料…当該特定任期付職員が従事する業務に応じて次の表に掲げる基準に従い決定し、別表に規定するとおり支給する。

号給	基準となる職務
一号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
二号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
三号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務

四号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
五号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの
六号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの
七号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な職務で特に重要なもの

(2) 諸手当

- ア 地域手当…職員給与規程第 18 条の規定を準用して支給する。
- イ 通勤手当…職員給与規程第 21 条の規定を準用して支給する。
- ウ 単身赴任手当…職員給与規程第 22 条の規定を準用して支給する。
- エ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。
- オ 特殊勤務手当…職員給与規程第 30 条に定める特殊勤務手当を支給される業務に従事した場合は、同条の規定に基づき、特殊勤務手当を支給する。
- カ 期末手当…6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤専門業務職員に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下、これらの日を「期末勤勉支給日」という。）に次のとおり支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。なお、所定勤務時間に応じた割合については、第 8 条の表を準用する。
 - i 6 月 30 日
期末手当
[給料月額] × [支給割合 157.5/100] × [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] × [所定勤務時間に応じた割合]
 - ii 12 月 10 日
期末手当
[給料月額] × [支給割合 162.5/100] × [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] × [所定勤務時間に応じた割合]
- キ 業績手当…特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に、理事長が定めるところにより、その給料月額に相当する額を上限として支給することができる。

第 6 節 その他

（上記の定めにより難しい場合）

第 13 条 非常勤職員の給与が、第 2 条から第 12 条により難しい場合は、個別の雇用契約にて定めるものとする。

（補則）

第 14 条 この規定の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

規程第 10 条第 1 号の非常勤専門業務職員給料月額一覧表に制定された「40 時間／週」の給料月額については、平成 22 年 8 月 26 日より施行する。その他の条文については、平成 22 年 8 月 26 日より施行し、平成 22 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 17 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する

一 第 8 条第 2 号ス i、第 8 条第 2 号ス ii 項、第 10 条第 2 号オ i 及び第 10 条第 2 号オ ii 項の規定 平成 27 年 4 月 1 日

(平成 26 年 12 月に支給する期末手当、勤勉手当に関する特例措置)

2 平成 26 年 12 月に支給する期末手当、勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。

一 非常勤医師には、次のとおり支給する。

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 137.5/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 82.5/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

二 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員には、次のとおり支給する。

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 137.5/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 82.5/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する

一 第 8 条第 2 号ス i、第 8 条第 2 号ス ii 項、第 10 条第 2 号オ i 及び第 10 条第 2 号オ ii 項の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(平成 27 年 12 月に支給する期末手当、勤勉手当に関する特例措置)

2 平成 27 年 12 月に支給する期末手当、勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。

一 非常勤医師には、次のとおり支給する。

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 137.5/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 85.0/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

二 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員には、次のとおり支給する。

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 137.5/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 85.0/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率]$
 $\times [所定勤務時間に応じた割合]$

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

一 第 8 条第 2 号ス i、第 8 条第 2 号ス ii 項、第 10 条第 2 号オ ii 項の規定

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。ただし、別表に掲げる規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表（第 12 条の 3 関係）

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	429,000
3	480,000
4	543,000
5	619,000
6	723,000
7	846,000

特別の事情により本表により難いときは、その給料月額を、同表に掲げる七号給の給料月額に、その額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額若しくは同表に掲げる一号給の給料月額に、その額と同表に掲げる二号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を減じた額のいずれかに相当する額とすることができる。